

平成22年第4回港区議会定例会追加議案件名一覧

追加議案8件

議案第100号	港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
議案第101号	港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
議案第102号	港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第103号	港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第104号	平成22年度港区一般会計補正予算（第3号）
議案第105号	平成22年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
議案第106号	平成22年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）
議案第107号	平成22年度港区介護保険会計補正予算（第2号）

平成22年第4回港区議会定例会追加議案の概要

議案第100号

【総務部総務課】

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料の額の改定

- ・ 区長 112万5,000円 → 112万1,000円
- ・ 副区長 90万5,000円 → 90万2,000円

(2) 平成22年度の期末手当の支給月数の引下げ

- ・ 12月支給分 1.65月 → 1.60月
- ・ 3月支給分 0.25月 → 0.15月

※この引下げに伴い、平成22年度の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・ 3.45月 → 3.30月 (△0.15月)

(3) 平成23年度以降の期末手当の支給月数の改定

- ・ 期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。
(括弧内は、現行規定からの引下げ月数)

6月分	12月分	3月分	年間
1.50月 (△0.05)	1.55月 (△0.10)	0.25月 (0)	3.30月 (△0.15)

(4) その他規定の整備

- 施行期日 (1) 平成23年1月1日
- (2) 及び(4) 公布の日
- (3) 平成23年4月1日

※港区教育委員会教育長の期末手当についても、港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例第4条の規定により同様の引下げとなります。

議案第101号

【総務部総務課】

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するものです。

- 内 容 給料の額の改定
 - ・ 78万4,000円 → 78万1,000円
- 施行期日 平成23年1月1日

議案第102号

【総務部人材育成推進担当】

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を改定するものです。

- 内 容
 - (1) 給料月額の改定
 - ・ 例：行政職給料表（一）平均改定率 △1.2%
 - (2) 地域手当の支給割合の引上げ
 - ・ 17% → 18%
 - (3) 平成22年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げ
 - ア 期末手当の支給月数の引下げ（平成23年3月支給分）
 - ・ 管理職員以外の職員 } 0.25月 → 0.10月
 - ・ 管 理 職 員 } 0.10月 → 0.05月
 - ・ 再 任 用 職 員 0.10月 → 0.05月
 - イ 勤勉手当の支給月数の引下げ（平成22年12月支給分）
 - ・ 管理職員以外の職員 0.70月 → 0.65月
 - ・ 管 理 職 員 0.90月 → 0.85月
 - ・ 再任用職員（管理職員以外の職員）
0.35月 → 0.30月
 - ・ 再任用職員（管理職員） 0.45月 → 0.40月
- ※この引下げに伴い、平成22年度の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。
 - ・ 管理職員以外の職員 } 4.15月 → 3.95月
 - ・ 管 理 職 員 } (△0.20月)
 - ・ 再 任 用 職 員 2.20月 → 2.10月
(△0.10月)
- (4) 平成23年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定
 - ・ 期末手当及び勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

ア 期末手当の改定（括弧内は、現行規定からの引下げ月数）

	6月分	12月分	3月分	年間
管理職員以外の職員	1.15月 (△0.05)	1.20月 (△0.10)	0.25月 (0)	2.60月 (△0.15)
管 理 職 員	0.95月 (△0.05)	1.00月 (△0.10)	0.25月 (0)	2.20月 (△0.15)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.65月 (0)	0.70月 (△0.05)	0.10月 (0)	1.45月 (△0.05)
再任用職員 (管 理 職 員)	0.55月 (0)	0.60月 (△0.05)	0.10月 (0)	1.25月 (△0.05)

イ 勤勉手当の改定（括弧内は、現行規定からの引下げ月数）

	6月分	12月分	年間
管理職員以外の職員	0.675月 (△0.025)	0.675月 (△0.025)	1.35月 (△0.05)
管 理 職 員	0.875月 (△0.025)	0.875月 (△0.025)	1.75月 (△0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.325月 (△0.025)	0.325月 (△0.025)	0.65月 (△0.05)
再任用職員 (管 理 職 員)	0.425月 (△0.025)	0.425月 (△0.025)	0.85月 (△0.05)

(5) 平成23年3月に支給する期末手当に関する特例

- ・平成22年4月からの公民較差相当分の解消を図るため、平成23年3月に支給する期末手当から所要の調整額を差し引きます。

(6) その他規定の整備

- 施行期日 (1)、(2)及び(5) 平成23年1月1日
(3)及び(6) 公布の日
(4) 平成23年4月1日

議案第103号

【教育委員会事務局庶務課】

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料月額の設定

・平均改定率 △1.1%

(2) 地域手当の支給割合の引上げ

・17% → 18%

(3) 平成22年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げ

ア 期末手当の支給月数の引下げ（平成23年3月支給分）

・管理職員以外の職員 } 0.25月 → 0.10月
 ・管 理 職 員 }
 ・再 任 用 職 員 0.10月 → 0.05月

イ 勤勉手当の支給月数の引下げ（平成22年12月支給分）

・管理職員以外の職員 0.70月 → 0.65月
 ・管 理 職 員 0.90月 → 0.85月
 ・再任用職員（管理職員以外の職員）
 0.35月 → 0.30月
 ・再任用職員（管理職員）0.45月 → 0.40月

※この引下げに伴い、平成22年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数は、次のように改定されます。

・管理職員以外の職員 } 4.15月 → 3.95月
 ・管 理 職 員 } (△0.20月)
 ・再 任 用 職 員 2.20月 → 2.10月
 (△0.10月)

(4) 平成23年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

・期末手当及び勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

ア 期末手当の改定（括弧内は、現行規定からの引下げ月数）

	6月分	12月分	3月分	年 間
管理職員以外の職員	1.15月 (△0.05)	1.20月 (△0.10)	0.25月 (0)	2.60月 (△0.15)
管 理 職 員	0.95月 (△0.05)	1.00月 (△0.10)	0.25月 (0)	2.20月 (△0.15)
再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.65月 (0)	0.70月 (△0.05)	0.10月 (0)	1.45月 (△0.05)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.55月 (0)	0.60月 (△0.05)	0.10月 (0)	1.25月 (△0.05)

イ 勤勉手当の改定（括弧内は、現行規定からの引下げ月数）

	6月分	12月分	年間
管理職員以外の職員	0.675月 (△0.025)	0.675月 (△0.025)	1.35月 (△0.05)
管 理 職 員	0.875月 (△0.025)	0.875月 (△0.025)	1.75月 (△0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.325月 (△0.025)	0.325月 (△0.025)	0.65月 (△0.05)
再任用職員 (管 理 職 員)	0.425月 (△0.025)	0.425月 (△0.025)	0.85月 (△0.05)

(5) 平成23年3月に支給する期末手当に関する特例

- ・平成22年4月からの公民較差相当分の解消を図るため、平成23年3月に支給する期末手当から所要の調整額を差し引きま

す。

(6) その他規定の整備

- 施行期日 (1)、(2)及び(5) 平成23年1月1日
- (3)及び(6) 公布の日
- (4) 平成23年4月1日

議案第104号

【企画経営部財政課】

平成22年度港区一般会計補正予算（第3号）

本案の概要は、別表1のとおりです。

議案第105号

【企画経営部財政課】

平成22年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

本案の概要は、別表2のとおりです。

議案第106号

【企画経営部財政課】

平成22年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

本案の概要は、別表3のとおりです。

議案第107号

【企画経営部財政課】

平成22年度港区介護保険会計補正予算（第2号）

本案の概要は、別表4のとおりです。

平成22年度港区一般会計補正予算(第3号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	682,083	△ 5,379	676,704		△ 5,379	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 5,379 (△5,379)
2 総務費	22,477,875	△ 235,086	22,242,789		△ 235,086	1 職員人件費の減 (1)特別職 (2)一般職員 △ 235,086 (△731) (△234,355)
3 環境清掃費	6,314,332	△ 69,271	6,245,061		△ 69,271	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 69,271 (△69,271)
4 民生費	37,770,563	△ 141,105	37,629,458		△ 141,105	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 119,697 (△119,697) 2 安心できる保健・医療体制の推進に要する経費の減 (1)国民健康保険事業会計繰出金の減 △ 2,459 (△2,459) 3 地域で支え合う体制整備に要する経費の減 (1)後期高齢者医療会計繰出金の減 △ 1,907 (△1,907) 4 介護サービス・高齢者福祉サービスの充実に要する経費の減 (1)介護保険会計繰出金の減 △ 17,042 (△17,042)
5 衛生費	4,368,344	△ 68,393	4,299,951		△ 68,393	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 68,393 (△68,393)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 産業経済費	3,084,390	△ 8,007	3,076,383		△ 8,007	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 8,007 (△8,007)
7 土木費	14,714,774	△ 54,240	14,660,534		△ 54,240	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 54,240 (△54,240)
8 教育費	17,119,402	△ 147,660	16,971,742	繰入金 △ 729,141	581,481	1 職員人件費の減 (1)教育長 (2)一般職員 (3)教職員 △ 147,660 (△196) (△103,115) (△44,349) 2 学校施設建設費の財源更正 -
歳出合計	109,327,565	△ 729,141	108,598,424	△ 729,141		

繰入金	千円 △ 729,141
-----	-----------------

議案第105号

別表2

平成22年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	補正額の説明 千円
1 総務費	440,314	△ 2,459	437,855	繰入金 △ 2,459	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 2,459 (△2,459)
歳出合計	19,533,994	△ 2,459	19,531,535	△ 2,459	

議案第106号

別表3

平成22年度港区後期高齢者医療会計補正予算(第1号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	補正額の説明 千円
1 総務費	176,429	△ 1,907	174,522	繰入金 △ 1,907	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 1,907 (△1,907)
歳出合計	3,988,613	△ 1,907	3,986,706	△ 1,907	

議案第107号

別表4

平成22年度港区介護保険会計補正予算(第2号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	補正額の説明 千円
1 総務費	481,857	△ 17,042	464,815	繰入金 △ 17,042	1 職員人件費の減 (1)一般職員 △ 17,042 (△17,042)
歳出合計	11,358,446	△ 17,042	11,341,404	△ 17,042	